

# 希望



発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2021年6月1日



代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚  
税理士  
代表社員 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄  
税理士

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <https://www.kg-tax.jp>

社報タイトル「希望」は社内で掲げる令和3年の標語です。

No. 180

## 7月の税務

### ● 7月12日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月～6月までの徴収分を7月12日までに納付）

### ● 7月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

### ● 8月2日

3. 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
4. 5月決算法人の確定申告  
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告  
〈消費税及び地方消費税〉
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 〈消費税及び地方消費税〉
7. 11月決算法人の中間申告  
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告  
〈消費税及び地方消費税〉
9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉

### ● 7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）



## 納税の猶予制度

飯野 維隆

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより国税を一時に納付できないときには、「納税の猶予」が受けられる制度があります。最大で1年間の分割納付が受けられます。

この場合、通常であれば年 8.8%の延滞税が課されますが、この猶予制度を使うことによって年 1.0%まで軽減されます。(令和3年)

また、この他にも「納税の猶予の特例(特例猶予)」という制度もあります。この制度は令和3年2月1日をもって終了してしまいましたが、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できます。

納税の猶予には、税務署に申請をしなければなりません。

税務署の方でも柔軟に対応してもらえるようですので、この制度について詳しく知りたい方は担当者までお気軽にお問合せください。

## わたしの運動不足解消法

瀧澤 基子

新型コロナウイルスの影響でテレワークが多くなってきました。テレワークによって、運動不足になり体調不良になってしまう方もいるかと思います。私も運動不足になってしまい、体を動かしたいなあと思いウォーキングを始めました。最初は筋肉痛になったり、すぐに疲れたりしましたが、徐々に慣れていきました。私は、習慣にしたかったのでなるべく無理せずに、最低でも1時間くらいと決めて毎日実行しています。

ウォーキングするときに常に心掛けていることは、

- ・ 大股で早歩きをする
- ・ 視線は自然に前を向き、頭を天からつり上げられているような気持ちで背筋を伸ばす
- ・ なるべくお腹に力を入れる
- ・ 肘を曲げて腕を振る
- ・ 足は後ろ足のつま先で地面を踏み込むようにして重心を前に移動させる

そのことを常に心掛けて楽しく歩いています。

何か目的を持って歩いたほうが、気分もリフレッシュして楽しく続けられるのではないのでしょうか。

